（本書面内容の正確性について全てを保証するものではございません。実際の手続きに使用することによっていかなる損害が発生したとしても、当事務所は一切の責任を負いませんので、ご理解の上、ご使用下さい。）

 **(贈与税が発生しないかどうか事前に税務署へ確認した上でご使用下さい。)**

**遺産分割協議書**

　平成〇〇年〇月〇日被相続人甲野進次郎（本籍地　大阪府高槻市〇〇〇町〇〇番地）の死亡により開始した相続における相続人全員は、被相続人の遺産について、次のとおり分割することに合意した。

１、次の不動産は相続人　甲野　武　が相続する。

所　　在 　　茨木市〇〇〇一丁目
地　　番 　　〇〇〇番〇
地　　目 　　宅地
地　　積 　　〇〇〇．〇〇㎡

所　　在 　　茨木市〇〇〇一丁目〇〇〇番地〇
家屋番号 　　〇〇〇番
種　　類 　　居宅
構　　造 　　木造瓦葺２階建
床 面 積 　　１階　〇〇．〇〇㎡
　　　　　　 ２階　〇〇．〇〇㎡

　２、相続人　甲野　武　は、前項の不動産を速やかに売却換価するものとし、その換価金から売却に要する一切の費用(不動産仲介手数料、登記手続費用、譲渡所得税等)及び売却が完了するまでに要する管理費用（固定資産税、都市計画税等）を控除した残金を、相続人全員の間で、次のとおり分割し、取得するものとする。

　　　相続人　甲野幸子　　　　　４分の２

　　　相続人　丙山加奈　　　　　４分の１

　　　相続人　甲野武　　　　　　４分の１

上記のとおりの協議が成立したので、この協議の成立を証するために本協議書を３通作成し、各自１通を所持する。

平成〇〇年〇月〇日

住所

相続人

住所

相続人

住所

相続人